

議会第 6 号

議 案 提 出 書

件 名 米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び
長野市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 26 日

長野市議会議長 西 沢 利 一 様

提出者 長野市議会 経済文教委員会
委員長 黒 沢 清 一

米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書（案）

昨年来、スーパー等での米の販売価格は昨年の２倍以上に達するなど、現下の精米販売価格は異常な値動きを見せており、家計を圧迫しています。

この米の価格上昇の主な要因は、2023年の猛暑により、米の収穫量が減少し、供給量が減ったことや、コロナ禍で一時的に低迷していた外食需要が回復し、それに加えて訪日外国人観光客の増加により、米の需要が急増したこと、さらには、米の供給量が減少し、需要が増加したことで、集荷業者間の買い付け競争が激化したことなど複合的な要素が影響したと言われています。

そのような状況の中、政府は、本年２月、米価高騰の抑制や流通の目詰まりを解消するため備蓄米の活用を決定し、３月には２回に分けて計21万トンの入札を実施するとともに、2025年産が出回る前の７月まで、備蓄米を毎月放出すると発表しました。

しかしながら、米の価格上昇は続き、農林水産省が６月23日に発表した米の平均店頭価格は４週連続下落したものの、いまだ高水準で推移しています。

よって、政府においては、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制を図るとともに、米の安定供給に向けた抜本的な対策を講じるよう、下記の事項について地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 備蓄米の活用や流通の円滑化等を推進することにより、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制を図ること。また、備蓄米については、消費現場にその効果が表れるまでの間、活用を継続すること。
- 2 今後の米の生産・販売の推進に向けた見直しについては、各産地が全国の需要に応じた生産量を確保できるよう、取組計画書や営農計画書等の機動的な変更を可能とするとともに、産地との緊密な意見交換や丁寧な情報提供を行うこと。

令和７年６月27日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛
農 林 水 産 大 臣

長野市議会議長 西 沢 利 一